

# 足立区立六月中学校 部活動ガイドライン

令和2年11月改訂  
生活指導部 部活動担当

## 1 部活動の目的

生徒の自主的・自発的な活動を促し、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しみ、社会の中でよりよく、より豊かに生きるための資質・能力の基盤を育むことを目的とする。したがって体力や技能の向上を目指すことだけでなく、適切で丁寧な指導や支援によって、仲間と協力したり、切磋琢磨したりすることを通じて、生徒一人ひとりが充実感や達成感を味わうことができるようにする。

## 2 指導体制の整備

- (1) 六月中学校の実態に応じた部活動を設置し、全教職員の協力により指導を行う。
- (2) 年間指導計画を作成し公表することにより、保護者地域への理解や協力を得る。
- (3) 中学校体育連盟や足立区中学校教育研究会の関係機関と連携し、適切かつ有効な部活動を推進する。
- (4) 必要に応じて、外部指導者を招聘するなどして部活動の充実を図る。

## 3 休養等の設定

- (1) 学期中については、週当たり2日以上 of 休養日を設定する。平日は、少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日を確保できなかった場合は、他の日に振り替える。
- (2) 長期休業中については、原則として学期中に準じる。生徒の十分な休養の確保とともに、部活動に以外にも多様な活動が行えるよう、連続した休養期間の確保に努める。
- (3) 学期中の活動時間については、休憩時間も含め、平日は2時間程度、週休日は3時間程度とし、原則として週当たり16時間以内とする。
- (4) 長期休業中の活動時間については、学期中の週休日に準じ、できるだけ短時間に効果的・効率的な活動を行う。

## 4 部活動指導

部活動の指導に当たっては、目的の達成に向けて次のことを配慮する。

- (1) 生徒の心理面を考慮した肯定的な指導に努める。
- (2) 生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導に努める。
- (3) 事故防止、安全確保に注意した指導に努める。
- (4) 体罰等の許されない指導は行わない。
- (5) コロナウイルス対策として、手洗い・マスクの徹底を行う。